

議案第98号

小田原市職員の給与に関する条例及び小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(小田原市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 小田原市職員の給与に関する条例(昭和37年小田原市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に改める。

第2条 小田原市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に改める。

(小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成17年小田原市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第4条 小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年11月26日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

(理由)

人事院勧告及びこれに対する県内の他の地方公共団体の状況を踏まえ、本市職員の期末手当の支給割合を引き下げるため提案するものであります。